

ACUITY **LAW**

INSOLVENCY

LAW NEWSLETTER

July 2021

acuitylaw.co.in

Acuity Law LLP について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年7月の破産倒産法関連の主なアップデートについて取り扱っています。最高裁判所（=SC）、会社法上訴審判所（=NCLAT）、会社法審判所（=NCLT）の各裁判所において下された重要な判決についてまとめました。

1) DEMAND NOTICE ISSUED BY OPERATIONAL CREDITOR BASED ON INVOICES CAN BE ISSUED IN FORM-3 INSTEAD OF FORM-4.

Matter: Tudor India Pvt. Ltd. v. Servotech Power Systems Ltd.

Order dated: 02 July 2021.

Summary:

Servotech Power Systems Ltd. (=Servotech) の事業債権者である Tudor India Pvt. Ltd. (=Tudor) は、Servotech に対して Form-3 の催告書を発行し、企業倒産処理手続き (=CIRP) の開始を申請していました。NCLT において、Tudor が Servotech に発行した Form-3 の有効性が争点となりました。2016 年倒産破産（裁定機関への申請）規則では、事業債権者が企業債務者に催告書を交付する際の書式として、Form-3 または Form-4 の 2 種類が定められています。

NCLT は、Form-3 は、詳細情報を提供するための 7 項目があり、通知書や請求書を提出する必要がある一方で、Form-4 は請求書のカバーページであり、事業債権者が詳細情報を提供する必要はない、と指摘しました。また、Form-3 は、請求書やその他債務の存在を証明する文書（例：商品の供給に対する債務等）に加えて、従業員の給与のように、請求書が作成されていない債務についても対象となります。企業債務者には、事業債権者に対して 10 日以内に返答する権利があることを通知します。

これらを考慮した結果、NCLT は、請求書を添付した督促状を Form-3 にて交付した場合であっても、当事者に不利益は生じないとして、Form-3 は有効とされました。

2) BANKERS CAN RELEASE THE FUND TO THE EXTENT OF FULL VALUE OF THE BANK GUARANTEE MINUS MARGIN MONEY PROVIDED BY THE CORPORATE DEBTOR TO THE BANKER.

Matter: C & C Construction Ltd. v. Power Grid Corporation of India Ltd.

Order dated: 19 July 2021.

Summary:

C & C Construction Ltd. (=企業債務者) の管財人は、現金化に対する暫定的な差し止め命令を無効とした NCLT の判決を不服とし、NCLAT に控訴しました。NCLT の判断は、企業債務者のために発行された銀行保証の顧客への抵触を禁止する暫定的な差し止め命令を無効とするものでした。

NCLAT は、NCLT の判決を無効とし、銀行が発行した銀行保証は銀行の責任であって、その金銭は銀行の資金から出すべきものであり、企業債務者の資金から直接的に出るものではない、としました。しかし、2016 年倒産破産（Code）法のモラトリアムに関する規定を考慮し、銀行保証が清算される場合には、保証の全額から、企業債務者が当該保証を取得するために銀行に提供したマージン分を差し引いた額に制限することができる、としました。従って、資金の放出は、銀行保証の全額からマージンを差し引いた範囲で行うことができる、と結論付けました。

3) **TERM LOAN AGREEMENT BEING INADEQUATELY STAMPED CANNOT BE A GROUND FOR NOT ADMITTING THE CORPORATE DEBTOR INTO CIRP IF THERE EXISTS OTHER DOCUMENTS TO PROVE DEBT AND DEFAULT.**

Matter: Ashique Ponnamparambath v. The Federal Bank Ltd.

Order dated: 19 July 2021.

Summary:

M/s. Platino Classic Motors (=企業債務者)の停職中の取締役は、金融債権者が提出した申請に基づく企業債務者を CIRP に認めた NCLT の判決に異議を唱えました。異議申し立ての理由は、ローン取引全体の基礎となった「タームローン契約書」が、不適切に押印された文書であり、証拠としては認められない、というものでした。

NCLAT は、金融債権者は、タームローン契約書だけでなく、要求約束手形、所有権証書の預け入れに関する抵当権設定書、銀行取引明細書の認証謄本、その他多くの書類に依拠しており、債務と債務不履行については、疑いの余地なく証明されていたとして、異議申し立てを却下しました。

4) **INTEREST IS NOT A MANDATORY CONDITION FOR A DEBT TO BE CONSIDERED AS A 'FINANCIAL DEBT' UNDER THE CODE.**

Matter: Orator Marketing Pvt. Ltd. v. Samtex Desinz Pvt. Ltd.

Order dated: 26 July 2021

Summary:

SC にて、企業に無利息で定期的に融資を行っている者は金融債権者に該当し、法の下 CIRP を開始する資格を有するかどうか争われました。NCLT および NCLAT は、無利息の融資は「金融債務」に該当しない、としていました。

SC は、法律上の「金融債務」の定義に着目しました。定義は「貨幣の時間的価値を考慮して支出される、利息がある場合はその利息を伴う債務であり、利息を支払うために借りた金銭を含む」となっており、SC は、NCLT および NCLAT は「if any」の部分を考えていない、と指摘しました。また、「金融債務」の定義に「借入の商業的効果を持つ他の取引下で調達された金銭」が含まれることについても考慮されていなかった、としました。「金融債務」は、融資の元本残高を意味し、利息がある場合にはその利息も含まれるものであり、無利息の場合には、未払いの元本残高のみが法の下「金融債務」となります。

これらを勘案した結果、SC は、法の下「金融債務」の定義は無利息の融資を明示的に除外するものではなく、企業の事業活動における資金調達のために行われる無利子融資も含まれると解釈すべきである、としました。

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in